

# 大山崎町水道事業経営戦略

団 体 名 : 大山崎町

事 業 名 : 大山崎町水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 35年 9月 1日	計画給水人口	15,400 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	16,528 人
		有収水量密度	3.9 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	52.3 千m
	配水池設置数	6		
施 設 能 力	11,000 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	42.7 %	

#### ③ 料金

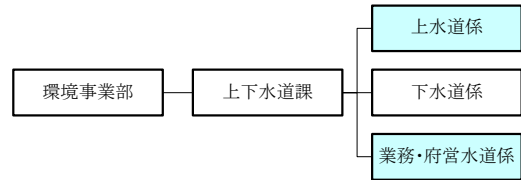
料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	現行の料金体系は、平成27年4月1日適用の料金体系で、家事用・営業用・学校・官公庁用、工場用、浴場用及び臨時用に区分し、基本料金及び使用量の超過に応じて1m <sup>3</sup> あたりの料金単価が増加する逓増料金制で構成している。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 27 年 4 月 1 日	

### <水道料金表(2ヵ月、税別)>

種 別	基本料金		超過料金	
	水量(m3)	料金(円)	水量(m3)	料金(円)
家事用	10	3,200	11 ~ 20	30
			21 ~ 40	210
			41 ~ 60	240
			51 ~ 100	265
			101 ~ 200	290
			201 ~	315
営業用・官公署用	40	10,000	41 ~ 60	285
			61 ~ 100	315
			101 ~	325
工場用	200	54,000	201 ~ 1,000	285
			1,001 ~ 2,000	315
			2,001 ~ 4,000	340
			4,001 ~ 10,000	365
			10,001 ~	390
浴場用	200	17,620	201 ~	100
臨時用	40	15,860	41 ~	395

#### ④ 組織

- ・上下水道課は、本町環境事業部に属しており、水道事業に関わる係は上水道係、業務・府営水道係である。
- ・令和7年度の職員数は、令和6年度から1名減少し4名となっている。



#### (2) これまでの主な経営健全化の取組

##### ①施設の統廃合

平成28年に地震や水害などの災害対応を目的に仏生田第2受水場を新設し、宝本浄水場及び葛原ポンプ場を廃止するなど施設の統廃合を進め、維持管理費及び更新費用を削減している。

##### ②配水区域の再編

配水区域の合理化・配水池の統廃合による維持管理費の削減等を目的に令和5年度に水道施設再整備基本構想を策定した。

##### ③他事業との調整によるコスト削減

・道路部局が面整備を行うエリアに更新計画のある老朽管が存在する場合は、先行して老朽管の布設替工事を実施し、舗装本復旧費用を削減している。

##### ④その他

・旧12号取水井用地を売却。

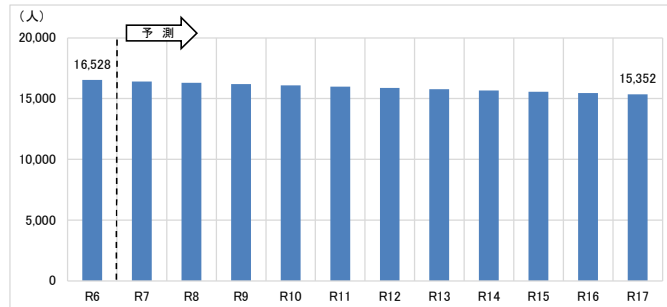
#### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析(別紙①のとおり)

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

## 2. 将来の事業環境

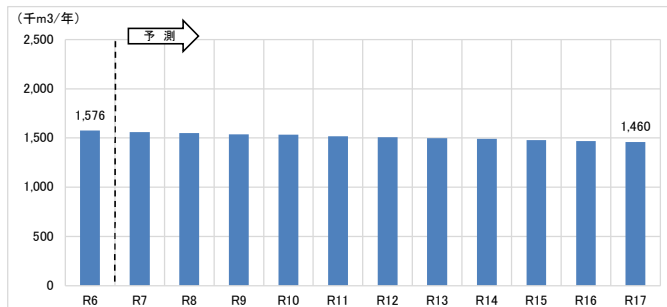
### (1) 給水人口の予測

- ・給水人口(=行政区域内人口(普及率100%))の予測については、出生率・死亡率・純移動率等の要因により増減する基本人口と開発に伴い増加する開発人口に分類して推計している。
- ・基本人口の推計は、「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値を実績値で補正し、算出した。
- ・開発人口の推計は、今後の大規模な開発予定(水需要予測で見込むべきもの)はないため考慮しない。
- ・予測の結果、令和6年度の16,528人から緩やかに減少し、計画最終年度の令和17年度で15,352人となり、約7%に相当する1,200人減少する見込みである。



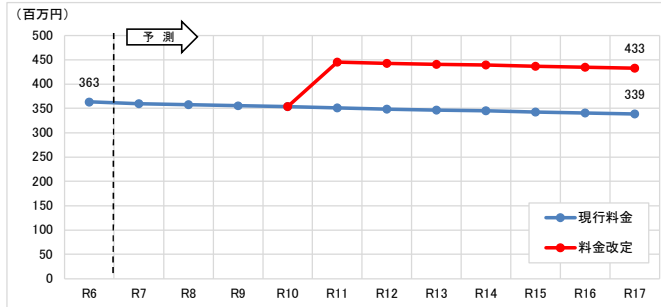
### (2) 水需要の予測

- ・有収水量(水需要)の予測については、用途別(生活用水量、業務・営業用水量、工場用水量・その他水量)に使用水量を推計した。
- ・予測の結果、年間有収水量は令和6年度の1,576千 $m^3$ から給水人口に比例して緩やかに減少し、計画最終年度の令和17年度で1,460千 $m^3$ となる見込みである。



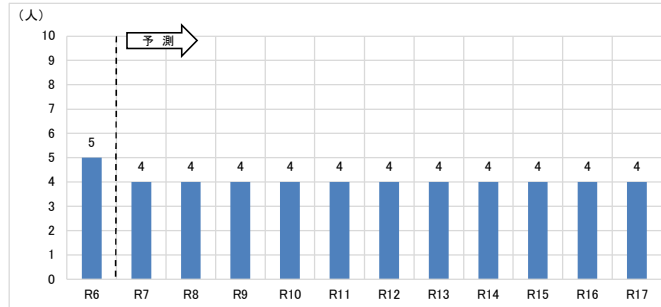
(3) 料金収入の見通し

・料金収入の見通しについては、水需要予測による有収水量に、令和6年度実績の供給単価を乗ずることにより算出した。  
 ・有収水量の減少に伴い、現行料金の場合、料金収入は令和6年度の363百万円から計画最終年度の令和17年度で339百万円と24百万円の減収となる見込みである。  
 ・令和11年度を目途に料金改定を実施し、自己財源の確保に努める。



(4) 組織の見通し

・組織の見通しについては、定員管理等を踏まえた職員数としているが、令和7年度より人員を削減した。  
 ・また、老朽化施設の更新や修繕件数の増加にも対応できるよう、民間委託や業務の見直し等により効率的・効果的な運営体制の確立に努める。



3. 経営の基本方針

・水道は町民生活にとって必要不可欠な生活基盤(ライフライン)であり、適切な維持管理や施設の更新を行わなければ、安全な水道水の供給が脅かされることになる。しかしながら、主に水道料金で運営されている水道事業を取り巻く環境は、人口減少等により収入の減少が見込まれる上に、老朽化する施設の更新や維持管理にかかる費用は増加傾向にあり、今後より一層厳しい事業運営が想定される。  
 ・本町では、「安心で安全な水道水を安定的に供給できる水道」を基本理念に、平常時はもとより災害等の非常時であっても、安心で安全な水道水の供給を維持し、経営の健全化、環境等の課題に対し、以下のとおり安全、強靱、持続についての理想像を定め、これらの実現に取り組むことを、水道事業経営の基本方針とする。

**基本理念**  
 ~安心で安全な水道水を安定的に供給できる水道~

理想像		実現方策
安全	安全で快適な水を供給する水道	①水安全計画の策定
		②小規模貯水槽水道の水質管理
		③給水装置工事事業者の資質向上
		④鉛製給水管の更新
強靱	災害時でも、いつでも使える水道	①基幹施設の耐震化
		②送水管の耐震化
		③重要給水拠点配水管の耐震化
		④老朽配管の更新
		⑤災害対策
		⑥応急給水及び復旧体制
持続	将来とも安定した事業運営ができる水道	①経営の安定と改善対策
		②減少する職員の対応
		③顧客サービスの向上
		④ダウンサイジングを考慮した施設の更新
		⑤水道事業の広域化の検討

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙②-1、②-2

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当方は令和5年度に策定した大山崎町水道施設再整備基本構想に基づき、安心して安全な水道水を安定的に供給することを目標に、計画的に事業を実施する。</li> <li>・その他更新費用については、アセットマネジメント結果を50年間で平準化した更新事業費(約126百万円/年)に当分の整備対象となる施設の更新事業費などを加味して約80百万円/年を見込む。</li> </ul>													
(百万円)	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
水道施設再整備基本構想における整備事業		20	20	154	154	174	66	66	0	0	20	55	55	28
①早稲田、稲葉新配水池築造工事 (送配水管整備含む)		基本設計		実施設計			工事(送配水管含む)							
		20	20	154	154	154								
②早稲田、稲葉既設構造物撤去工事						実施設計	撤去							
						20	66	66						
③仲山配水池、谷田南加圧ポンプ場整備(1期)		配水管更新、耐震化事業に合わせて実施												
④仲山配水池、谷田南加圧ポンプ場整備(2期)												基本設計	実施設計	機械、電気設備改良
												20	20	28
⑤鳥居前配水池送水管耐震化(北側)											実施設計	更新		
											20	35	35	
その他更新費用		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
合 計		100	100	234	234	254	146	146	80	80	100	135	135	108

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した水道事業経営に必要な運転資金(資金残高)を確保するため、補助金や企業債等を活用し、料金改定も実施する。</li> </ul>
水道料金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収水量の減少に伴い料金収入は減少傾向が続く見込みであるため、令和11年度を目標として料金改定を実施する。</li> <li>・料金改定にあたっては、現行の料金体系の見直しや「水道料金の適正化について(厚労省・国交省)」に示される資産維持費を水道料金に計上するなど検討する。</li> </ul>
企業債に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金確保のため、事業費の90%を充当している。</li> </ul>
補助金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道総合地震対策事業交付金」及び「上下水道基盤強化等補助金」を活用し、新たな財源の確保に努める。</li> </ul>
出資金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰出基準にある上水道の出資に要する経費を積極的に活用し、企業債発行の抑制を図る。</li> </ul>
資金残高に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水収益の1年分以上を目安とした資金残高の確保に努める。</li> </ul>
一般会計繰入金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業繰入基準に基づく繰入を行う。</li> </ul>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託費に関する事項	・令和6年度実績値より近年の物価上昇を毎年3%程度を見込む。
修繕費に関する事項	同 上
動力費・薬品費に関する事項	同 上
職員給与費に関する事項	・令和7年度から人員を削減した。
受水費に関する事項	・配水量(水需要予測)の50%を受水することとし、受水費の算定にかかる京都府営水道の料金体系については、令和7年度の単価を採用している。
減価償却費に関する事項	・既設分の減価償却費に、新規投資に係る減価償却費を加算し算定している。 ・なお、新規投資分の算定にあたっては、地方公営企業法施行規則より耐用年数・償却率を設定する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	・京都府内の圏域における広域的な連携が京都水道グランドデザインで示されており、同グランドデザインの主旨・基本方針に沿って、水道事業の経営基盤の強化等を図る方策の一つとして、広域化・広域連携の推進を検討していく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等の導入等 )	・町民サービスの向上や経営の効率化を図ることを目的に、検針業務及び徴収業務の民間業者への委託検討を行う。
アセットマネジメントの充実 ( 施設・設備の長寿命化等による投資の平準化 )	・アセットマネジメントの取り組みをPDCAサイクルにより充実を図る。
施設・設備の廃止・統合 ( ダウンサイジング )	・夏目新第2浄水場は建設から約50年が経過し、建屋の老朽化は補修で対応できる限界に近づいている。更新には莫大な費用を要し財源確保は極めて困難であるため、水道事業の枠組みに留まらず、町全体として検討・議論を進める。 ・稲葉配水池と早稲田配水池を集約化し、1つの配水系統への統合する。 ・管路については、配水区の再編を含めて適正な管口径により更新を行う。
施設・設備の合理化 ( スペックダウン )	・改良更新時には適正な需要見通しに基づく規模の適正化を図る。
その他の取組	-

